

平成30年第11回真岡市教育委員会会議録

1. 招集日時 平成30年11月26日(月)午後3時00分
2. 場 所 真岡市教育委員会 教育委員室
3. 出席委員の氏名
 - (1) 教育委員会教育長 田 上 富 男
 - (2) 教育委員会委員(職務代理者) 川 口 滋
 - (3) 教育委員会委員 樋 口 貴 則
 - (4) 教育委員会委員 深 谷 博 子
 - (5) 教育委員会委員 杉 村 廣 子
4. 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名
 - (1) 教育次長 成 毛 純 一
 - (2) 学校教育課長 吉 住 忠 明
 - (3) 生涯学習課長 金 子 修 象
 - (4) スポーツ振興課長 荒 石 浩
 - (5) 科学教育センター所長 野 村 智 成
 - (6) 学校教育課総務係長 青 山 泰 也
5. 会議録の作成に当たった者
学校教育課総務係長 青 山 泰 也
6. 平成30年第11回真岡市教育委員会会議録署名委員として指名を受けた委員
杉 村 廣 子 委員
川 口 滋 委員
7. 開会時間 午後3時00分
8. 平成30年第10回真岡市教育委員会会議録の承認
青山学校教育課総務係長が、会議録案を朗読し原案のとおり承認された。
9. 教育長等の事務報告
成毛教育次長が、真岡市教育委員会教育長等の事務報告を行った。
10. 議 案
議案第27号「真岡市立学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」
真岡市立学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、吉住学校教育課長から、本基金は学校の新築と増改築を目的に制定されたものであるが、現時点において新たな学校建設の予定はなく、近年は学校の増改築にのみ基金を充当しており、今後は学校施設の長寿命化や教育のICT化に向けた環境整備に多額の費用がかかることが予想されることから、本基金の目的を学校の施設整備全般に充当できるよう改正し、併せて、本基金の名称を真岡市立学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例に改正するものである旨説明があり、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第28号「真岡市立図書館及び真岡市立二宮図書館の指定管理者の指定について」

真岡市立図書館及び真岡市立二宮図書館の指定管理者の指定について、金子生涯学習課長から、平成31年3月31日で指定満了となるため、平成31年4月1日からの指定管理者を指定するものである旨説明。平成30年9月7日から指定管理者の募集を開始したが、10月9日で申請は株式会社図書館流通センターの1者のみであった。

指定管理者選定等委員会において、第1次審査と10月26日に第2次審査を行った結果、株式会社図書館流通センターが候補者として選定されたので、指定管理者として指定するものである旨説明。指定期間は新庁舎周辺整備事業において、複合施設図書室機能を持たせるよう検討を進めており、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間とする旨説明。指定にあたって、12月議会に上程する旨説明し、審議となった。

川口委員より、業者選定にあたって、図書館協議会で協議してあるのか、との質問があり、金子生涯学習課長より、協議してある旨説明した。

また同委員より協議会の中で結論は出ているのかとの質問があり、金子生涯学習課長より指定管理については議決を経ることになっており、方向性の話はしてある旨説明。

同委員より、同業者の継続という形でよいのかとの質問があり、金子生涯学習課長より実質継続である旨説明した。

同委員から今の業者で問題はなかったということでのよいのかとの質問があり、金子生涯学習課長より、指定管理者選定等委員会の中で協議した結果、問題はなかった結論である旨説明。

同委員より、図書館の管理運営で、指定管理費について、9月に示された額と今回の金額に大きな開きがある。どういうことか、との質問があり、金子生涯学習課長より、実施計画のときの額と当初予算要求額で1,000万円近い差が出た。これは人件費を上げてこなかったものを、今回、人件費について、最低賃金との伸び率等を考慮し、人件費をあげた結果である旨説明。

同委員より、人数を増やすのではなく、事業内容は同じであるのかとの質問があり、金子生涯学習課長より、そのとおりである旨説明。

審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第29号「平成30年度真岡市一般会計補正予算について」

平成30年度真岡市一般会計補正予算について、吉住学校教育課長から、債務負担行為の設定を12月議会に上程する旨説明。

債務負担行為の仕組みを説明した後、今回学校教育課で設定する債務負担行為の内容について次のとおり説明。

現在、ICT機器の整備が進められており、ICT機器を効果的に活用した授業を展開するため、平成31年4月からICT支援員を配置した体制を構築する必要があることを説明。ICT支援員の業務内容は、教職員へのICT機器やソフトウェアの操作説明、研修、機器の設定補助、授業中の機器操作の補助、児童生徒の機器操作の支援、教材作成時や授業プラン作成時の助言・提案などであることを説明した。

平成31年4月から全小中学校にICT支援員を配置するためには、業者決定のための入札業務、落札業者の研修期間などを含めると概ね2か月程度が必要となることから、今回、12月議会で債務負担行為を補正し、今年度から事業を実施するものである旨説明。

続いて、野村科学教育センター所長から、債務負担行為の議案を上程するもので、内容は児童生徒用バス借上げについてであり、これまでは、随意契約にて実施をしてい

たが、より透明性、公平性を確保するため、平成31年度から入札とする旨説明。

平成31年度の小中学生の理科学習は4月8日から開始予定で、送迎を円滑に実施するために年度開始前に入札等手続きを進める必要があり、本年度内に入札を可能にするため、債務負担行為を設定するものである旨説明した。限度額は、関東運輸局から公示され通達されたものに基づき算出したものである旨説明し、審議となった。

杉村委員より、どこの学校もバスを利用するのかとの質問があり、野村科学教育センター所長より、真岡東中学校のみ徒歩になることを説明した。その他質問等はなく、審議の結果、原案のとおり承認された。

11. 閉会時間 午後3時35分